

課徴金の性格に関する国会答弁

平成 16 年 11 月 4 日 衆議院本会議 内閣官房長官答弁

見直し後の**課徴金制度**は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではありませんが、これまでもその**法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりはなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。**

平成 16 年 11 月 19 日 衆議院経済産業委員会 竹島公正取引委員会委員長答弁

今回の改正で法理論的に一番問題になった点を御質問いただいたわけですが、従来、課徴金につきましては、不当利得の剥奪であるという説明も申し上げてまいりましたし、それが世の中の認識になっているということは率直に認めますけれども、これは、そのときそのときの議論がどういう問題意識で行われているかによって変わってくるわけですが、課徴金というのは刑事罰と同じなのかという問題意識で質問をされたり説明を申し上げているときには、それは違います、不当利得の剥奪といいますが、その分を国庫に納付していただくにとどまるものであってというような御説明をしてきたということは、事実でございます。

今回、我々の整理は、不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい、そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございませんし、私どもも、そういうふうに行政上の制裁であるという御説明をしてまいりました。

しかしながら、その法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、**行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある、これが法的性格であるという点では、今後も変わらない、見直しによってもその点は何ら変わらない、**ということでございます。

御承知のとおり、昨年成立した証券取引法の改正によりまして、ことしの四月から、インサイダー取引とか発行開示書類の虚偽記載についての課徴金制度というのが発足いたします。そこで、先般金融庁の方から、継続開示書類の虚偽記載についても課徴金を導入したいのだがどうかという御相談を受けたわけでございます。

そもそも課徴金というのはどういうことかということを、十分御存じと思えますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった**経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。**

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、**目的のために必要かつ適切な手段だということ**で、憲法三十一条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、**憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならない**というふうに考えているわけでございます。

要約するとそういうのが課徴金でございますけれども、それでは、この**継続開示書類の虚偽記載**についてはどうかということでございます。これについては、発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして、それにより得られる**経済的利得があるのかどうか**ということ、あるとしてその内容は何か、そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。そういうことで、課徴金というのは他方で憲法三十一条、三十九条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして、これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。